

柳川のお堀

有明海と人々が育んだお堀（お堀の成り立ち）

潮の満ち引きの差が最大6 mの有明海には筑後川をはじめ、たくさんの川が流れ込んでいます。それらの川は、阿蘇山や雲仙からの火山灰などの土砂を有明海に運び込み、潮の満ち引きによって小さくなった土は河口や海岸に少しずつたまって干潟として成長していきました（有明海粘土^{※1}）。



人々は、有明海が作った湿原の少し高いところに家を建て、周りに溝を掘って水害を防ぎました。



お堀はまだ短く、家や水田の周りにあるだけで、水不足や洪水に悩まされていました。



住居と水田は、かならずお堀に接するようにつられていき、お堀どうしはつながられていきました。

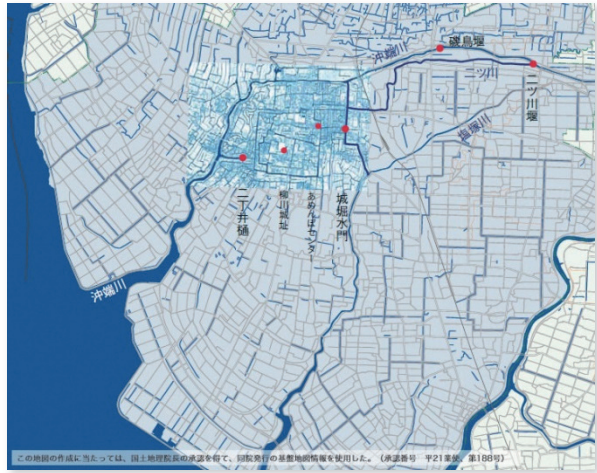
人々是有明海が作った干潟の中で少し高いところに住居を構え、低湿地に溝（お堀）を掘り排水を促し、その土を盛り上げて、水田をつくっていきました。こうして、耕作に向いている土地に人々が集まり、広大な湿原の中に水田に囲まれた集落ができていきました。（弥生時代中期）

初めは、溝に魚を取り、溝にたまった雨水で稲を栽培し、溝の底にたまった泥を掘り上げて肥料として使っていました。

しかし、潮水の害や洪水、干ばつが発生しやすかったため、お堀をつなげるとともに、矢部川本流に連結するために、沖の端川や二ツ川として人々の手によって掘り上げられました。

※1 有明海の潮汐作用で形成された海成沖積地で、「有明粘土層(約7割の水を含んだ粘土層で平均して地表から15-20mの厚さ)」から構成されているため、この層から大量に水を汲み上げると大きく縮み地盤沈下します。

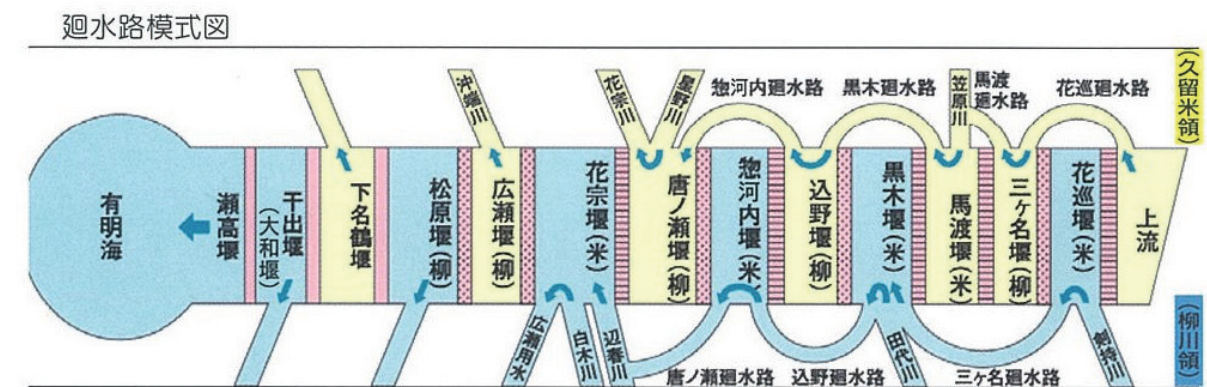
その後、1,200年くらい前の貴族の時代（平安時代）に、基盤の目のようなお堀と水田（条里制）がたくさん開かれました。



お堀が、今のように整備されたのは、約400年前の武士の時代です。今でも、市内のお堀・水路の総延長は、約930kmに及び、水面面積率は約14%（県内第4位）とされています。

水に恵まれていない水郷

- 柳川をつい「水が豊かな地域」と思いがちだが、実は真水を得にくい地理的条件がある。矢部川は総延長60kmほどの小河川で、1万数千haもの耕地を賄わなければならない。
- 柳川の地下水は塩水、水の一滴は血の一滴。江戸時代初期、筑後一円を治めていた藩主田中氏の断絶により、久留米藩と柳川藩に分かれたときから、矢部川は「境川」となり、1697年から約160年間両藩の熾烈な水争いが行われた。領内に水を引き込むために井堰と廻水路を上流に向かって作っていきました。



暮らしのために、なくてはならないお堀（機能）

●お堀の役割と機能

- 生活用水（飲み水、食器・洗濯水）・・・水汲み場、お堀の水利用のルール
- 運搬・・・どんこ船
- 農業用水・・・水車
- 食料確保・・・くもで網
- 防火用水
- 地下水涵養
- 塩害防止、洪水防止（もたせ）・・・井樋、樋管
- レクリエーション機能と空間機能・・・魚釣り、水遊び・水と緑の景観
- 微生物、水生小動物水草による自然浄化機能及び魚介類、昆虫、鳥類等の生態系保全機能

- 朝一番の水を、大きな水瓶に汲み置く
- 次に、米研ぎ、野菜洗い
- 次に、食器洗い
- 最後に、洗濯

●汚れ始めたお堀

- 水道の急速な普及などによりお堀に頼らない暮らしの変化が、お堀への関心を希薄に。生活用水→水道、運搬→車、食料→多様化、泥土→化学肥料、防火用水→消火栓との併用
- 関心が薄れたお堀はゴミ捨て場になり、「汚い」「臭い」「蚊が大発生」という事態にまで環境が悪化。「水郷柳川」を訪れた観光客から寄せられた手紙にも、「がっかりした」「汚くて驚いた」という文字が数多。
- 市民は市役所に浄化を期待したが、市民の意識は未変化。
- お堀の荒廃は止まらず、ついに幹線水路（川下りコース）を除いて埋め立てて下水溝にするという計画が浮上。



埋められていったお堀



色々な物が投げ込まれたお堀



見向きもされなくなったお堀

- 故広松氏（当時柳川市水路係長）が、お堀の埋め立ては、柳川を水没させ柳川の文化を衰退させるとの科学的、社会的分析から、お堀を埋めずに浄化する計画「河川浄化計画」を昭和52年に策定。
- 計画策定後の最初の取組は、住民の方々に「お堀は自分たちのお堀であること」の自覚を促し、浄化計画への理解を得ること、浄化計画に参加してもらうこと。そのために、町内会単位に2年間で百数十回の懇談会を開催。

※2 もたせ：洪水でも干ばつでも耐えるお堀の仕組み（治水と利水機能）

河川浄化計画

①河川整備

ヘドロを取り除き、埋まったところを掘り下げて、お堀を復元する。流水を確保し、流れを保つ。水辺の緑化などを行い、市民の憩いの場とする。



②汚水の流入を抑止

排水規制を強め、浄化施設を増やし汚水の流入を抑える。



合併処理浄化槽の設置

③維持管理

汚さない、ゴミを捨てない、日常清掃を強化する。住民と行政が一体となり、取組体制をつくり、定期的に清掃する。併せて、伝統美観保全地区の指定拡大を行う。



住民による不法建築物撤去



住民参加の浚せつ作業

※河川浄化計画の成否は、住民の協力を得られるかにかかっています。それは、住民が清掃すれば、お堀にゴミを捨てようとは思わなくなると考えたからです。

お堀との新たな付き合いを目指して

- 清流を保つ取組として、①汚染物質の流入抑制 ②汚れの分解者（微生物、水生動物）の住み心地の向上 ③空気を取り入れる流れの維持
- お堀の歴史・文化を知り、「水がある空間」を希少価値として実感
- 住民がお堀と向き合い、釣り、ボート遊び、水辺の散歩などの「堀を楽しむ」を実践
- 水の祭典、ひな祭り、白秋祭などお堀関連イベントを盛り上げ、積極的に参加